足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業の提供をする場合の届出事業実施要領

　（目的）

第１条　この要領は、足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等が提供する宿泊サービスの事業の提供をする場合の届出事業実施要綱（平成２７年８月３１日付２７足福介発第１６３１号。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

　（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　宿泊サービス　介護保険法（平成９年法律１２３号。以下「法」という。）第８条第１７項に規定する認知症対応型通所介護又は第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定認知症対応型通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定認知症対応型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定認知症対応型通所介護事業所等及び法第８条７項に規定する通所介護の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。

（２）　宿泊サービス事業者　宿泊サービスを提供する者をいう。

（３）　宿泊サービス事業所　宿泊サービスを提供する事業所をいう。

　（届出の受理）

第３条　足立区長（以下「区長」という。）は、宿泊サービス事業者から当該事業に係る届出があったときには、次の各号に掲げる事項を審査し、当該届出書を受理する。

　（１）　足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成２７年８月３１日付２７足福介発第１６３３号。以下「基準」という。）に定める要件に該当する場合であること。

（２）　前号に該当しない場合において、当該事業開始時までに該当する見込みがあることが確認できること。

（３）　形式上の不備がないこと。

（４）　記載された内容が不十分でないこと。

（５）　記載された内容に虚偽がないこと。

付則（２７足福介発第１６３２号　平成２７年８月３１日　福祉部長決定）

この要領は、平成２７年９月１日から施行する。